

厚生労働省和歌山労働局発表
平成 26 年 1 月 29 日

担 当	厚生労働省和歌山労働局
	労働基準部監督課
	監督課長 杉山 彰浩
	監察監督官 寫 寿 樹
	電 話 073 (488) 1150
	F A X 073 (475) 0113

半数の現場で労働安全衛生法違反 ～「年末建設業一斉監督」の実施結果について～

厚生労働省和歌山労働局（局長樫葉伸一^{ゆずりはしんいち}）は、平成 25 年 12 月 2 日から平成 25 年 12 月 27 日までの期間を「建設業の労働災害を防止するための集中的取組期間」と位置づけ、管内の 5 つの労働基準監督署において「年末建設業一斉監督」として建設現場に対する一斉監督※¹を行い、その実施結果を取りまとめました。

（詳細は別紙のとおりです。）

- 1 「年末建設業一斉監督」は、期間中に県内 80 か所の建設現場に対して実施し、約半数の 41 現場で法違反が認められたため是正勧告※²を行いました。
- 2 そのうち墜落防止措置に係る法違反等、特に危険な法違反が認められた 12 現場に対して立入禁止命令等の行政処分※³を行いました。
- 3 和歌山労働局では、今後も台風 12 号関連の復旧工事、高速道路の延伸工事、国体関連工事等の公共工事が県下に大量発注されていることから、建設現場に対する重点的な監督指導を実施することとしています。

※¹ 労働基準監督官が現場に赴き、調査・指導を行うものです。

※² 労働基準監督官が労働関係法令違反を認めた場合に、是正期日を定めて文書で法違反の是正を求めるものです。

※³ 墜落防止等の安全措置が講じられるまで危険箇所への立入禁止や、危険な機械の使用停止を命じるものです。

1 建設業における労働災害発生状況

(1) 最近の労働災害発生状況

和歌山県における平成25年の労働災害発生件数(休業4日以上)は、1,058件(12月末速報値)で、このうち建設業の労働災害は177件、率にして16.7%を占めており、特に死亡災害では、全業種6件中3件が建設業で発生しています。

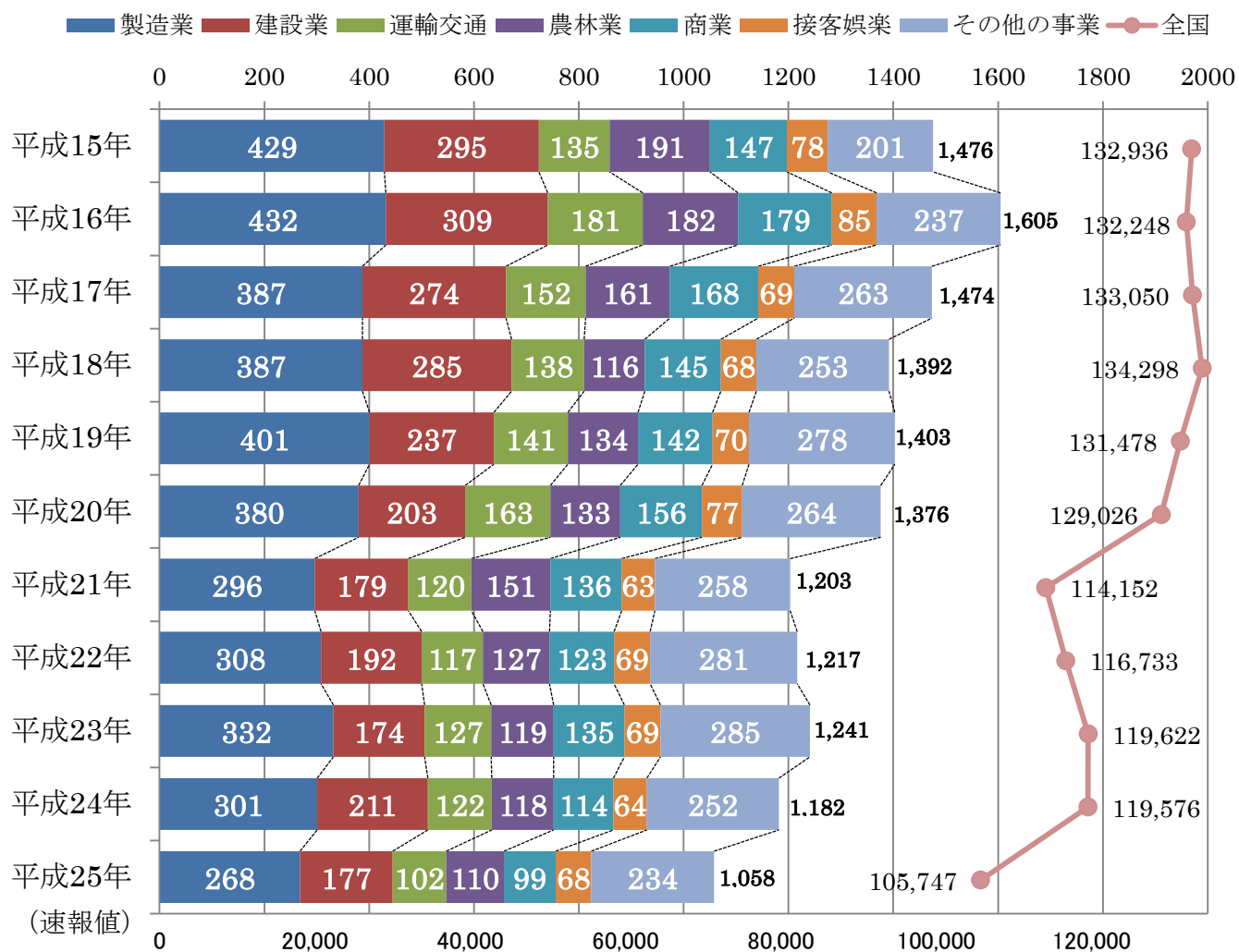
(2) 主な事故の型、起因物、年齢別の発生状況

上記(1)の建設業の労働災害177件を事故の型別にみると、「墜落・転落災害」が最も多く49件27.7%を占めており、以下、「転倒」が23件13%、「はさまれ・巻き込まれ」が21件11.9%となっています。

また、労働災害の原因となった起因物をみると、「仮設物、建築物、構築物等」が最も多く56件31.6%を占めており、以下、「用具」が22件12.4%、「材料」が18件10.2%となっています。

更に被災者の年齢別では、50歳代が最も多く52件29.4%、60歳以上が38件21.5%となっており、50歳以上が半数を占めています。

図1 和歌山県の年別業種別労働災害発生状況(平成25年は12月末速報値)



2 一斉監督の結果

(1) 実施現場数及び違反件数等

和歌山県を管轄する5つの労働基準監督署（和歌山署・御坊署・橋本署・田辺署・新宮署）により、平成25年12月2日から27日までの間に80か所の建設現場に対して一斉監督を実施し、そのうち、法違反については是正勧告を行った件数は51.3%に当たる41現場にのぼりました（表1）。

また、そのうち、労働災害発生の急迫した危険がある等の違反があったとして、12現場に対して使用停止命令等の行政処分を行いました。

表1 一斉監督結果（平成25年12月2日～27日）

	合 計	建築工事	土木工事	その他の工事
一斉監督現場数	80	45	25	10
違反現場数	41	27	9	5
違反率	51.3%	60%	36.0%	50.0%
使用停止命令等現場数	12	9	2	1

(2) 主要な事項別の違反状況

法違反が認められた事項のうち、最も多かったのは元請業者等の責務（協議会組織の設置、作業場巡視、連絡調整等）に関する法違反で25件でした。

以下、墜落・転落災害防止に関する違反、足場の作業床、手すり等の設置に関する違反が21件、高所の作業床、手すり等の設置に関する違反が15件と続いています。（図1、表2及び表3参照）

図2 主要事項別の違反状況

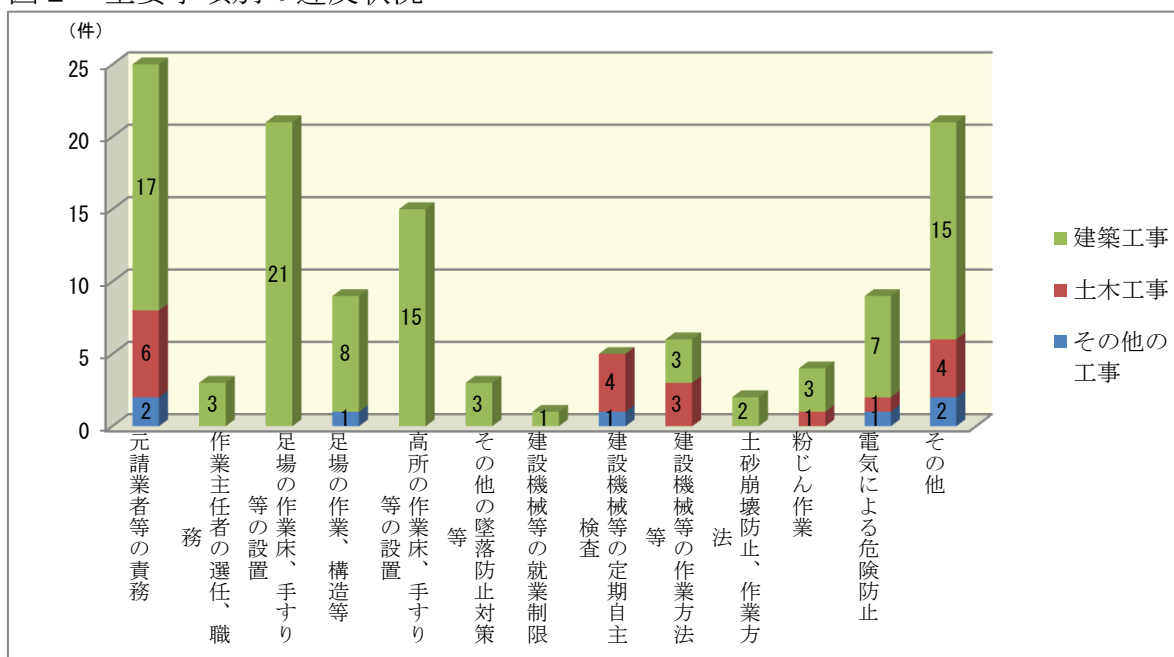


表2 主要事項別違反件数

		合 計	建築	土木	その他
元請業者等の責務		25	17	6	2
墜落・転落災害防止	作業主任者の選任、職務	3	3	0	0
	足場の作業床、手すり等の設置	21	21	0	0
	足場の作業、構造等	9	8	0	1
	高所の作業床、手すり等の設置	15	15	0	0
	その他の墜落防止対策等	3	3	0	0
重機関係	建設機械等の就業制限	1	1	0	0
	建設機械等の定期自主検査	5	0	4	1
	建設機械等の作業方法等	6	3	3	0
土壌砂崩	作業主任者の選任、職務	0	0	0	0
	作業方法	2	2	0	0
木材加工用機械		1	1	0	0
型枠支保工		0	0	0	0
粉じん作業		4	3	1	0
電気による危険防止		9	7	1	1
石綿		0	0	0	0
その他		21	15	4	2

* 1つの現場で複数の違反を指摘する必要があるため、違反件数と監督現場数は一致しない。

表3 主な違反事例

*安衛法：労働安全衛生法 安衛則：労働安全衛生規則

事 項	主な違反事例
高所からの墜落防止 (安衛法 21 条・安衛則 519 条)	・高さ 2 メートル以上の作業場所について、墜落防止用の囲いや手すり等を設けていない。
昇降設備の設置 (安衛法 21 条・安衛則 526 条)	・高さが 1.5 メートルを超える箇所での作業について、安全に昇降するための設備等を設けていない。
架設通路 (安衛法 20 条・安衛則 552 条)	・架設通路の一部に墜落防止措置がなされていない。
建設機械の作業計画 (安衛法 20 条・安衛則 155 条)	・建設機械を用いた作業について、転倒や地山の崩壊等による危険を防止するための作業計画を定めていない。
車両系建設機械の使用に係る 危険の防止 (安衛法 20 条・安衛則 160 条)	・バケットを上げたまま、運転者が運転位置を離れている。
移動式クレーンとの接触の防止 (安衛法 20 条・クレーン則 74 条)	・移動式クレーンを用いた作業において、上部旋回体と接触する危険がある箇所に労働者を立ち入らせている。
呼吸用保護具の使用 (安衛法 22 条・粉じん則 27 条)	・粉じん作業を行う際に防じんマスクを使用していない。
電気機械器具の囲い等 (安衛法 20 条・安衛則 329 条)	・分電盤の端子カバー等が設けられていない。
機械設備の規格の具備 (安衛法 42 条・安衛令 13 条)	・パイプサポートの支持ピンについて規格外のものを使用している。
協議組織の設置 (安衛法 30 条・安衛則 635 条)	・元請及び全ての関係請負人が参加する協議組織を設けていない。
計画の届出 (安衛法 88 条)	・地山掘削等の計画届が提出されていない。